

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】統計でみる退職金・企業年金の実態（2019年版）～大企業および中堅・中小企業の動向～ P1
 【コラム】確定拠出年金における運用商品の除外について P6

統計でみる退職金・企業年金の実態（2019年版）
 ～ 大企業および中堅・中小企業の動向 ～

1. はじめに

わが国の企業年金制度は、その殆どが退職一時金からの移行により設立されたものであることから、その動向を見る際は、一時金制度を含めた退職給付制度全般について広く把握しておく必要があります。ただし、退職給付制度に関する統計は、似たような調査が複数存在し、更新頻度もまちまちであることから、集成的な活用をするにあたっては、それぞれの統計調査の特性を踏まえることが重要です。

今回は、退職金制度に関する各種統計調査のうち、大企業を対象としている「賃金事情等総合調査（退職金・年金及び定年制事情調査）」（中央労働委員会）と、中堅・中小企業が主体の「中小企業の賃金・退職金事情」（東京都産業労働局）を用いて、わが国の退職金・企業年金の現状について概観します。

2. 退職給付制度に関する各種統計調査

退職給付制度に関する統計調査は、行政・公的機関が実施するものから民間団体が手がけるものまで数多く存在しますが、調査項目数および標本数等において定評があるとされている統計調査は、図表1の通りです。この中でも、厚生労働省「就労条件総合調査」において4・5年毎に実施される「退職金制度・支給実態統計」は、標本数と時系列の豊富さで他の統計調査を圧倒しており、まさにわが国を代表する退職金統計です。直近（2018年）の調査結果は、弊誌2018年11月号（No.607）にて解説しています。

なお次節以降では、大企業と中堅・中小企業の動向を比較するため、中央労働委員会および東京都の調査に絞って解説いたします。

<図表1>退職金制度に関する主な統計調査（2019年3月現在）

統計調査名	実施主体	調査対象	実施頻度 (直近の時期)	直近の 標本数 (回収率)
就労条件総合調査 (退職金制度・支給実態統計)	厚生労働省 (大臣官房統計情報部)	常用労働者 30 人以上の民 営企業から抽出	5 年毎 (2018 年)	3,697 (58.0%)
賃金事情等総合調査 (退職金・年金及び定年制事情調査)	中央労働委員会	資本金 5 億円以上、従業員 1,000 人以上の企業から独 自に選定	隔 年 (2017 年)	223 (58.7%)
退職金・年金に関する実態調査	日本経済団体連合会	日本経団連企業会員 東京経営者協会会員企業	隔 年 (2016 年)	283 (14.7%)
民間企業退職給付調査	人事院 (職員福祉局)	常勤従業員 50 人以上の企 業から抽出	5 年毎 (2016 年)	4,493 (61.1%)
中小企業の賃金・退職金事情	東京都 (産業労働局)	都内の常用雇用者 300 人 未満の企業から抽出	隔 年 (2018 年)	1,060 (30.3%)

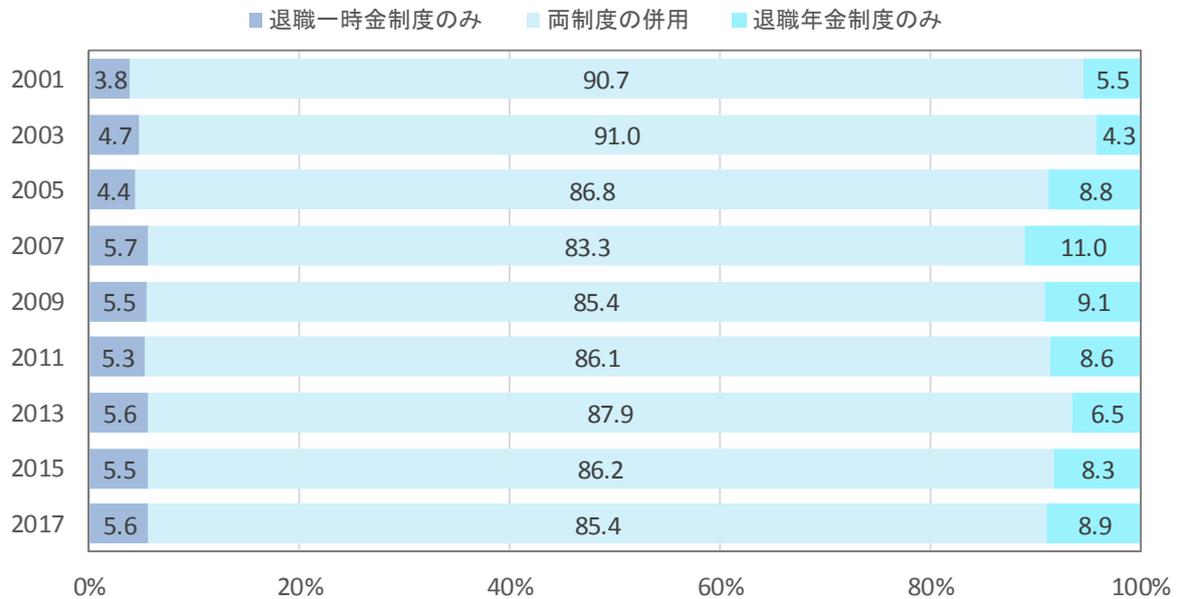
(出所) 各種統計調査を基に、りそな年金研究所作成。

3. わが国の退職給付制度の現状

(1) 退職給付制度の実施状況の推移

わが国における退職給付（一時金・年金）制度の実施割合の推移をみると、大企業においては、企業年金（一時金との併用を含む）を実施している企業が9割以上を占めています（図表2）。一方、中堅・中小企業においては、退職給付制度の実施割合は減少基調にあるほか、一時金制度のみを実施している企業が主体となっています（図表3）。

＜図表2＞退職給付制度の実施状況割合の推移（大企業）

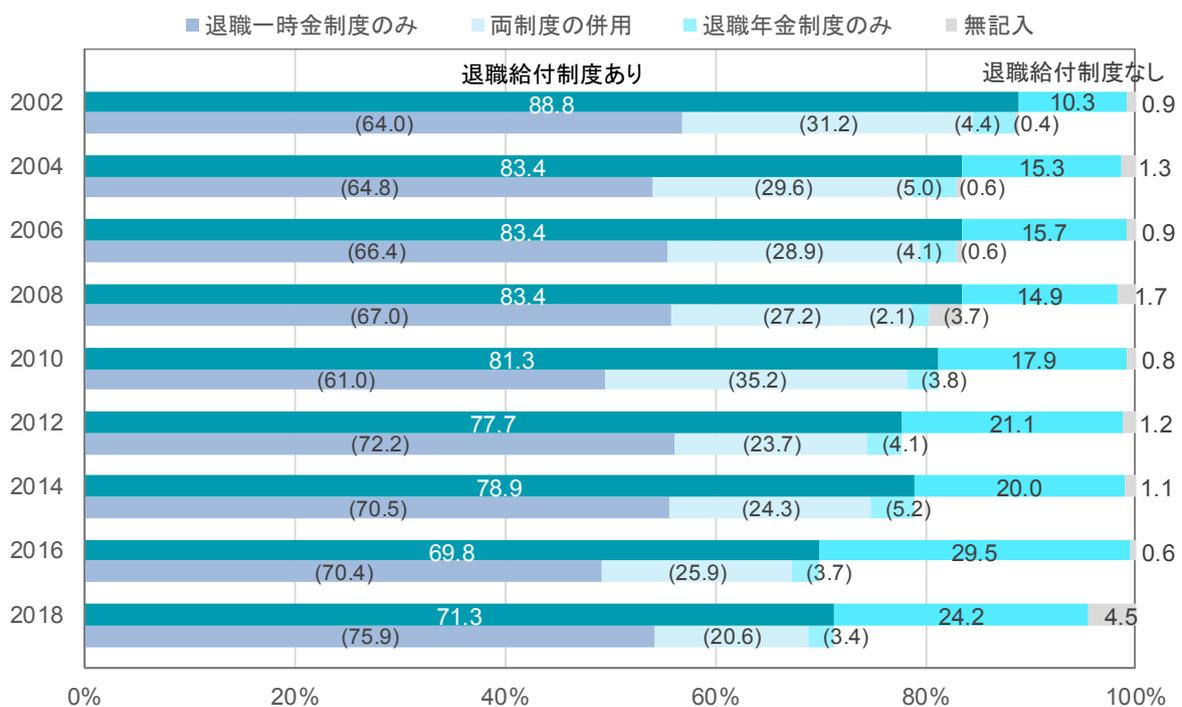


※1 調査期日は、各年の6月末日現在。集計年毎に母集団が異なる点に留意する必要がある。

※2 四捨五入の関係により、内訳の合計は必ずしも100%とはならない。

（出所）中央労働委員会「退職金、年金及び定年制事情調査」各年版を基に、りそな年金研究所作成。

＜図表3＞退職給付制度の実施状況割合の推移（中小企業）



※1 調査期日は、各年の7月末日現在。集計年毎に母集団が異なる点に留意する必要がある。

※2 四捨五入の関係により、内訳の合計は必ずしも100%とはならない。

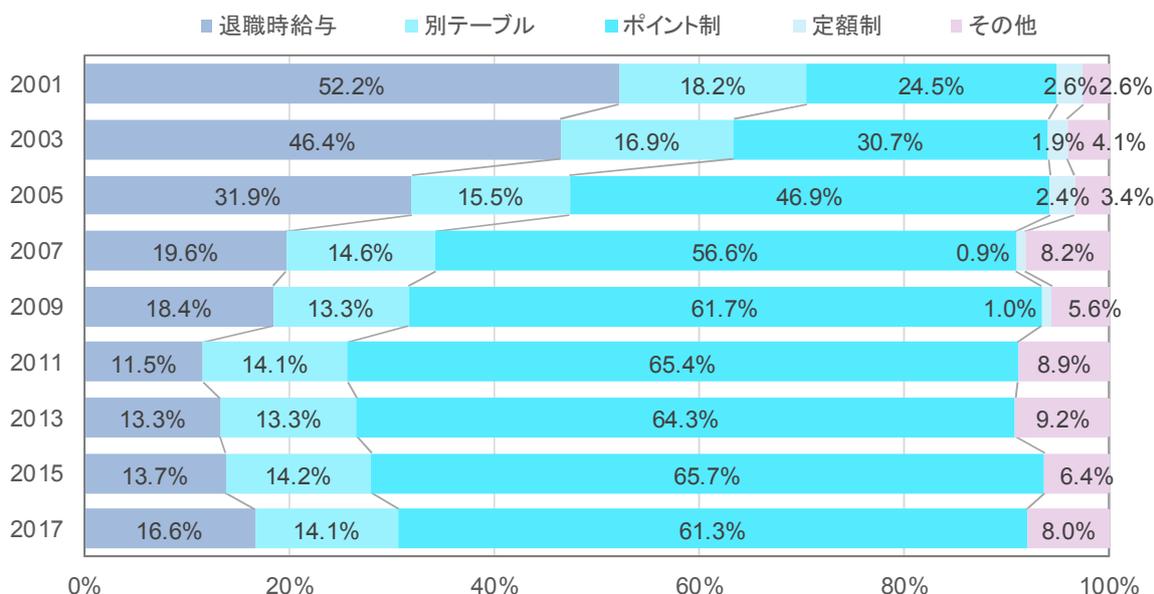
（出所）東京都「中小企業の賃金・退職金事情」各年版を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 退職一時金の算定方法

退職一時金の算定方法は、かつては退職時給与（の全部または一部）に比例して算定する方式が主流でしたが、近年は退職金の算定を給与とは別建てとする企業が増加しており、とりわけ大企業では「ポイント制」が突出して普及しています（図表4）。

一方、中堅・中小企業においては、算定方法が明確であることや管理が簡便であること等が好まれるため、大企業ほどポイント制へのシフトは顕著ではなく、「退職時給与」や「定額制」などの算定方法がなお広く用いられています（図表5）。

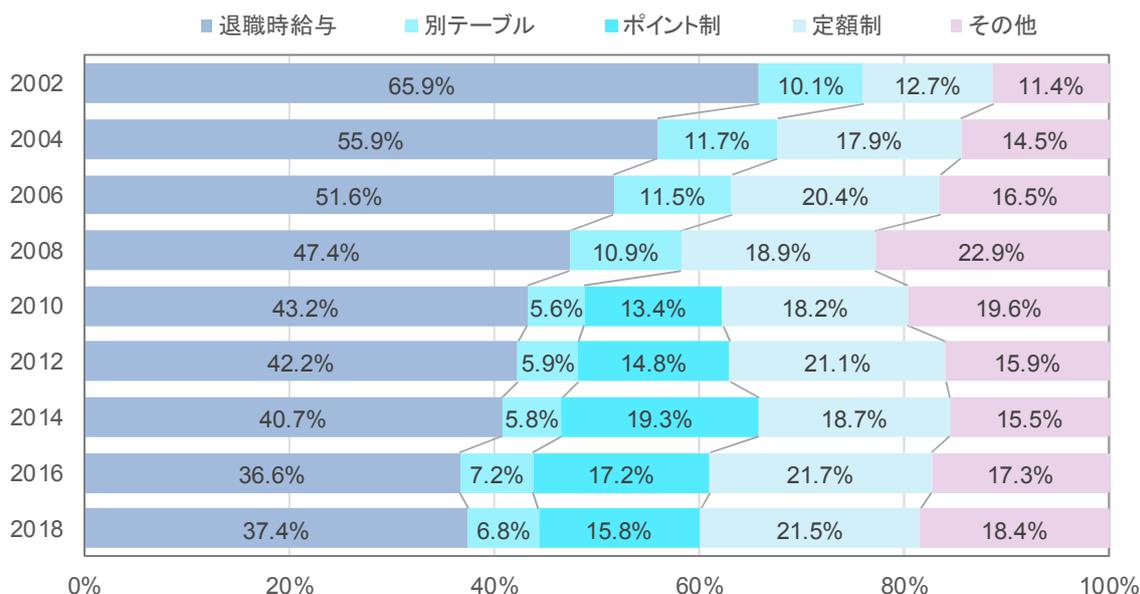
＜図表4＞退職一時金の算定方法の推移(大企業)



※ 集計年毎に母集団が異なる点に留意する必要がある。

(出所) 中央労働委員会「退職金、年金及び定年制事情調査」各年版を基に、りそな年金研究所作成。

＜図表5＞退職一時金の算定方法の推移(中堅・中小企業)



※1 「退職時給与」「別テーブル方式」「その他」については、調査報告では「退職金算定基礎額制度導入企業数を100とした割合」で公表しているものを、集計企業数を100とした割合に補正している。

※2 「ポイント制」は、2010年調査から集計開始している(2008年以前は「別テーブル」で計上)。

※3 集計年毎に母集団が異なる点に留意する必要がある。

(出所) 東京都「中小企業の賃金・退職金事情」各年版を基に、りそな年金研究所作成。

(3) 退職給付制度の採用状況

大企業における退職給付制度の採用状況（複数回答）の推移をみると（図表 6）、かつては厚生年金基金および適格退職年金が主流でしたが、2002 年の確定給付企業年金法の施行を機に、厚生年金基金は代行返上の解禁により、適格退職年金は制度廃止に伴う他制度への移行措置開始により、両制度とも採用割合が急速に減少し、現在では集計項目から外されています。

一方、確定給付企業年金および確定拠出年金は、制度創設以降順調に普及しており、とりわけ確定拠出年金は採用割合が 6 割を超えるに至っています

＜図表 6＞退職給付制度の採用状況の推移(大企業)

(%:複数回答)

	確定給付企業年金		確定拠出年金	自社年金	その他	厚生年金基金	適格退職年金
	基金型	規約型					
2001	—		—	3.9	—	49.5	67.0
2003	5.3		6.8	3.0	—	42.9	60.9
2005	50.9		25.2	1.8	—	2.8	47.7
2007	60.8		37.5	2.6	—	2.2	30.2
2009	65.7		43.0	1.9	—	1.0	25.6
2011	33.3	50.0	49.5	1.0	—	2.0	6.1
2013	48.5	37.6	53.0	—	2.5	2.0	—
2015	32.7	50.2	62.0	—	1.5	—	—
2017	32.8	48.3	66.2	—	2.5	—	—

※ 複数回答であるため、各制度毎の合計値は 100%とはならない。

(出所) 中央労働委員会「退職金、年金及び定年制事情調査」各年版を基に、りそな年金研究所作成。

中堅・中小企業における退職給付制度の採用状況（複数回答）の推移をみると（図表 7）、確定給付企業年金および確定拠出年金の採用割合は年を追うごとに上昇しているものの、普及の水準は大企業ほどではありません。むしろ中堅・中小企業においては、社内準備（退職一時金）および中退共（中小企業退職金共済）が広く採用されている様子が見えます。

一方、厚生年金基金は、かつては約 40%の企業が利用（＝総合型基金への加入）していましたが、2014 年の法改正により新規設立停止・特例解散措置の導入・他の企業年金制度等への移行促進が図られた結果、採用割合は 2018 年時点で 13.7%にまで減少しています。

＜図表 7＞退職給付制度の採用状況の推移(中堅・中小企業)

(%:複数回答)

	社内準備	中退共	特退共	適格退職年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金	自社年金
2002	69.3	19.4	4.3	74.8	41.0	—	—	—
2004	94.8	35.8	10.8	69.3	44.0	—	—	—
2006	79.9	44.6	8.7	63.7	35.9	—	—	—
2008	79.9	36.7	7.3	51.6	36.0	—	—	—
2010	61.8	43.5	8.6	22.0	44.1	20.5	15.7	2.0
2012	67.9	46.8	5.4	—	46.8	30.4	27.0	3.8
2014	68.4	45.2	6.1	—	35.2	36.8	38.3	1.0
2016	63.1	50.2	6.3	—	30.1	36.9	37.4	2.9
2018	64.4	48.5	5.9	—	13.7	44.5	45.1	0.5

※1 複数回答であるため、各制度毎の合計値は 100%とはならない。

※2 「確定給付企業年金」「確定拠出年金」「自社年金」は、2010 年調査から集計している(2008 年以前は「その他」で集計)。

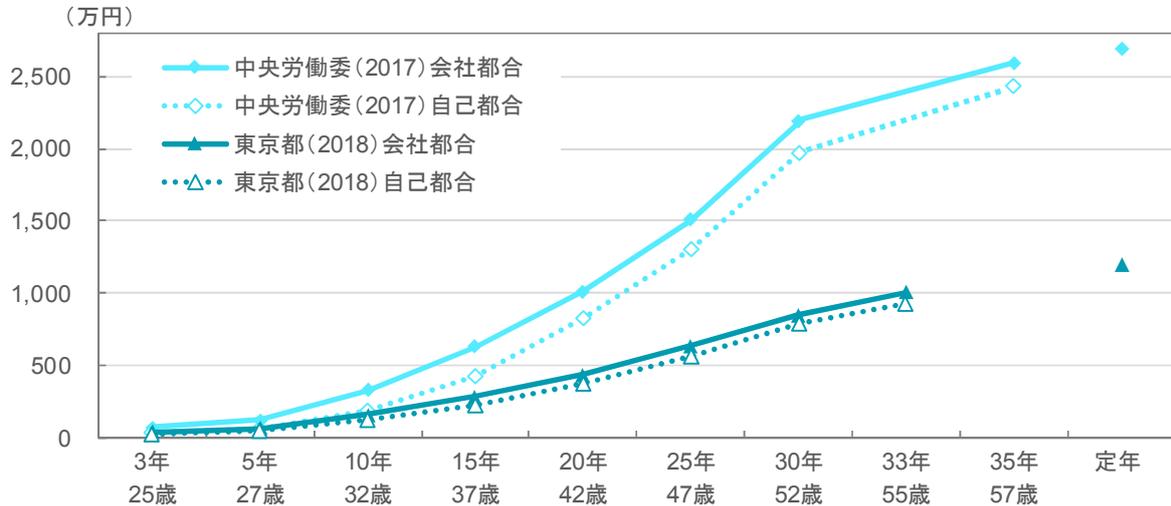
(出所) 東京都「中小企業の賃金・退職金事情」各年版を基に、りそな年金研究所作成。

(4)モデル退職金・定年退職金の水準

大企業および中堅・中小企業における大学卒のモデル退職金（卒業後すぐに入社し、普通的能力と成績で勤務した場合の退職金水準）は、図表8の通りです。退職金カーブの形状をみると、大企業および中堅・中小企業ともに、勤続年数の増加とともに退職金額が増加するものの、勤続30年以降は退職金額の伸びが鈍化する「S字カーブ」の形状を描いています。

最後に、中堅・中小企業におけるモデル定年退職金の水準は、図表9の通りです。

＜図表8＞大企業および中小・中堅企業におけるモデル退職金(大卒)

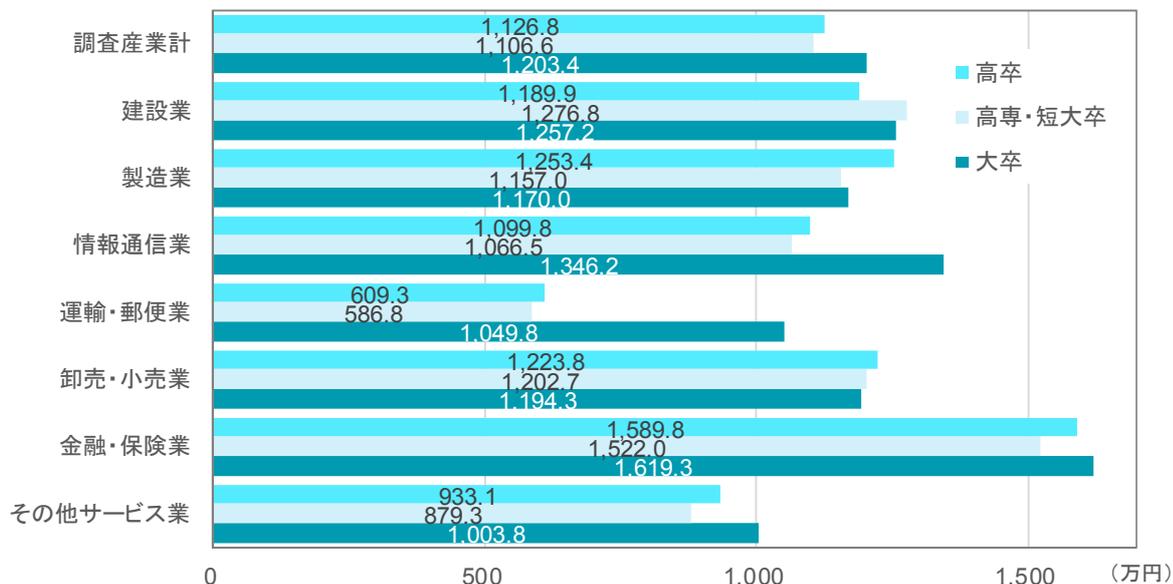


(単位:万円)

		3年 25歳	5年 27歳	10年 32歳	15年 37歳	20年 42歳	25年 47歳	30年 52歳	33年 55歳	35年 57歳	定年
中央労働委 (2017)	会社都合	72.1	124.4	329.7	628.7	1,010.6	1,508.0	2,183.6	—	2,591.0	2,694.7
	自己都合	31.7	61.5	191.5	431.2	822.4	1,301.1	1,970.7	—	2,434.6	—
東京都 (2018)	会社都合	37.9	64.0	157.4	283.6	435.8	636.3	852.3	1,008.3	—	1,203.4
	自己都合	23.7	43.9	121.5	229.8	373.3	569.7	785.2	929.3	—	—

※ 統計調査によって母集団および集計・回答項目等が異なる点に留意する必要がある(図表1ご参照)。
(出所) 各種統計調査を基にリそな年金研究所作成。

＜図表9＞中小・中堅企業におけるモデル定年退職金の水準



(出所) 東京都「中小企業の賃金・退職金事情」2018年版を基に、リそな年金研究所作成。

<ご参考資料>

賃金事情等総合調査 (中央労働委員会ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/chingin/>

中小企業の賃金・退職金事情 (東京都産業労働局ホームページ)

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/toukei/koyou/chingin/>

企業年金ノート 2018 年 11 月号 (No.607)「わが国の退職金・企業年金の実態について」

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201811.pdf>

(りそな年金研究所 谷内 陽一)

りそなコラム

確定拠出年金における運用商品の除外について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 66 号:以下「改正 DC 法」)の成立により、確定拠出年金運営管理機関が加入者等に運用商品を選定・提示する際の規制が見直されるとともに、指定運用方法(配分指定を行わなかった場合、規約に定める特定期間および猶予期間を経た後に自動的に購入される商品)の導入や運用商品を除外する際の同意要件の緩和など、運用商品に係る様々な規制の改正が 2018(平成 30)年 5 月 1 日から施行されました。

第 101 回のコラムは、これら運用商品に係る改正点のうち「運用商品の除外」に関する、企業型 DC を実施している某社の担当社員「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

- A さん: 改正 DC 法の施行に伴い、「高齢期の所得確保」という DC 制度の趣旨に鑑み、加入者自身が運用商品を選択しやすいよう、選定できる運用商品数に 35 本の上限が設けられました。そういえば、運用商品数が上限を超えている場合には商品除外が必要になることに加え、運用商品の定期的な見直しが求められることから、今回の法改正で運用商品の除外要件が緩和されましたね。
- B 課長: そうですね。これまでは、除外しようとする運用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等(除外運用方法指図者)の全員の同意が必要でしたが、今回の改正により、**所在不明者を除く 3 分の 2 以上の同意**に要件が緩和されました。また、同意を得るための通知をした日から企業型年金規約で定める期間(3 週間以上)を経過してもなお意思表示がない場合には、通知にその旨を記載することにより、当該除外について同意をしたものとみなすことができるようになりました。これらの手続きを実施し、運用商品を除外した後は、その旨を除外運用方法指図者に通知します。ただし、所在不明者に対しては、通知に代えて、当該商品が除外された旨を公告しなければなりません。
- A さん: 全員から同意を得るのは現実的に難しいですが、3 分の 2 以上の同意であれば、手続き上のハードルはかなり下がったように思えます。ところで、除外商品を保有している場合や、除外商品が定時拠出の配分指定に含まれている場合にはどうなるのでしょうか。
- B 課長: いい質問ですね。まず除外商品を保有している場合ですが、全員から同意を得る場合は、除外商品の売買が停止され、全額が強制売却されます。一方、3 分の 2 以上の同意を得る場合には、除外商品の購入ができなくなるとともに、記録関連運営管理機関において商品除外の手続きが完了するまでの間は売却も停止されます。
- また、保有する資産については、改正 DC 法の施行日である 2018 年 5 月 1 日(以下「施行日」)以降の掛金等で購入された残高については強制売却されますが、施行日前の掛金等で購入された残高は売却されずに運用が継続されます。なお、運用が継続される部分は、施行日と除外日の口数の比較による**口数比較方式**で算出されます。

◆運用商品の除外後の取扱い

<全員同意の場合>

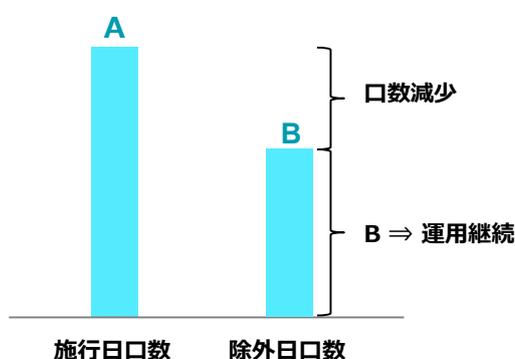


<3分の2同意の場合>

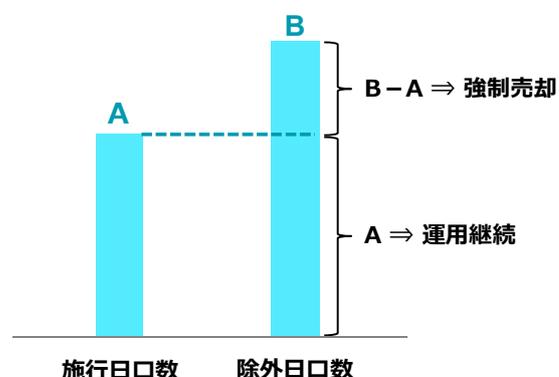


◆口数比較方式

【A ≥ B の場合】 全て運用継続



【A < B の場合】 Aのみ運用継続



B 課長：さらに、強制売却された後の資産については、未指図資産（現金相当状態）として管理するか、共通配分指定（定時拠出の配分と同一割合で購入）を適用するか、プラン単位で選択することが可能です（記録関連運営管理機関が日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（JIS&T社）の場合）。

次に、除外商品が定時拠出の配分指定に含まれている場合ですが、下図の通り、商品除外により配分指定の全部もしくは一部が未指図となります。そのため、新たに配分指定を行わない場合、毎月の掛金が未指図資産として滞留し、将来の資産形成に支障を来す可能性があります。

◆除外後の配分指定の取扱い(商品 B を除外する場合)

<全部未指図の場合>



<一部未指図の場合>



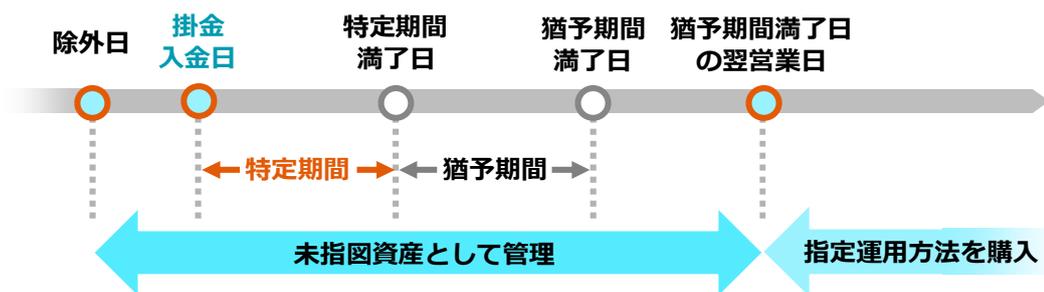
A さん：当社は指定運用方法としてターゲットイヤー・ファンドを選定していますが、商品除外に伴い未指図資産が発生した場合、どうなるのでしょうか？

B 課長：指定運用方法を導入している場合には、商品除外により運用指図が行われていない状態となった後、はじめて掛金が入金された時点から特定期間が開始します。その後、運用指図が行われないまま特定期間および猶予期間を経過すると、保有する未指図資産の全額で指定運用方法として定めた運用商品が購入されるとともに、配分指定の未指図部分が指定運用方法に変更されます。なお、運用指図者の場合は掛金の入金がないため、特定期間が開始されず、指定運用方法として定めた運用商品が購入されません。

A さん：なるほど。他に注意すべきポイントなどはありますか？

B 課長：一番重要なポイントは、除外しようとする運用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等（除外運用方法指図者）に対して、運用指図を行うよう促さなければならない点です。除外商品が強制売却されて残高が未指図資産として滞留している場合には「スイッチング」を、配分指定が未指図となっている場合には「新たに配分指定すること」をそれぞれ促す必要があります。また、除外された商品に残高が残っている場合についても、「同じ商品でそのまま運用する」のか、あるいは「スイッチングをして他の運用商品に換える」のかを検討してもらう必要があります。そもそも、DC への関心が低い除外運用方法指図者が、除外に係る通知を見過ごし、本人の知らぬ間に運用商品が除外されてしまうケースも想定されます。こうした背景から、除外運用方法指図者に対し、商品除外をしっかりと周知し、もれなく運用指図を行ってもらえるような仕組みや案内方法を考える必要があります。特に除外商品を保有している者が運用指図者である場合には、先程説明したように指定運用方法として定めた運用商品が購入されないことに加え、既に退職済みで連絡がつきにくいことも想定されることから、注意が必要です。

◆除外後の配分指定の取扱い(商品 B を除外する場合)



※運用指図者の場合、掛金の入金がないため、特定期間が開始されません。
(指定運用方法で定めた運用商品は購入されません)

A さん：運用商品を除外するためには、単に 3 分の 2 以上の同意を取得すればよいわけではなく、考慮すべきポイントが非常に多くありますね。改正 DC 法をもう一度読み込むとともに、今日教えていただいた内容を後でまとめておこうと思います。

B 課長：そうですね。当社の従業員に正確な説明が行えるよう、法改正内容をしっかりと理解しておく必要がありますね。

(年金業務部 確定拠出年金室 福本 大介)

企業年金ノート 2019(平成 31)年 3 月号 No.611

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

 **りそな銀行**
RESONA

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://DC-startclub.com/>